

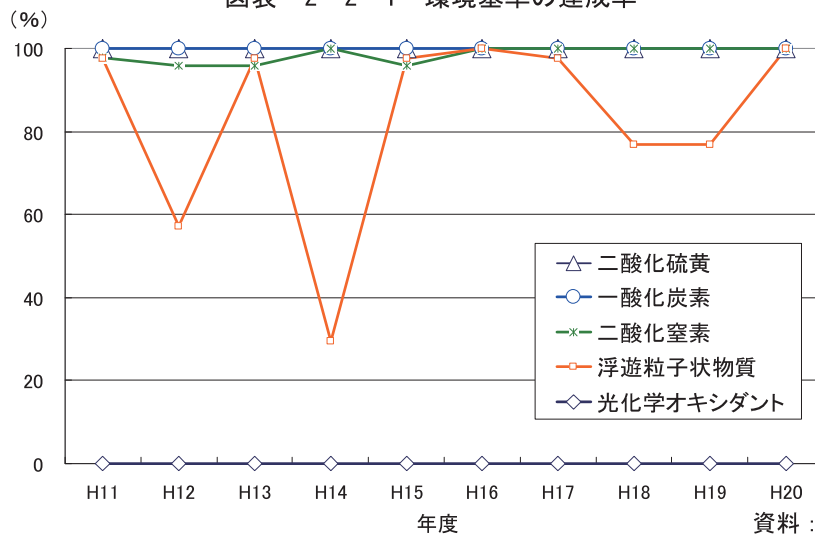
第2節 地域環境保全対策の推進

1 大気環境の保全

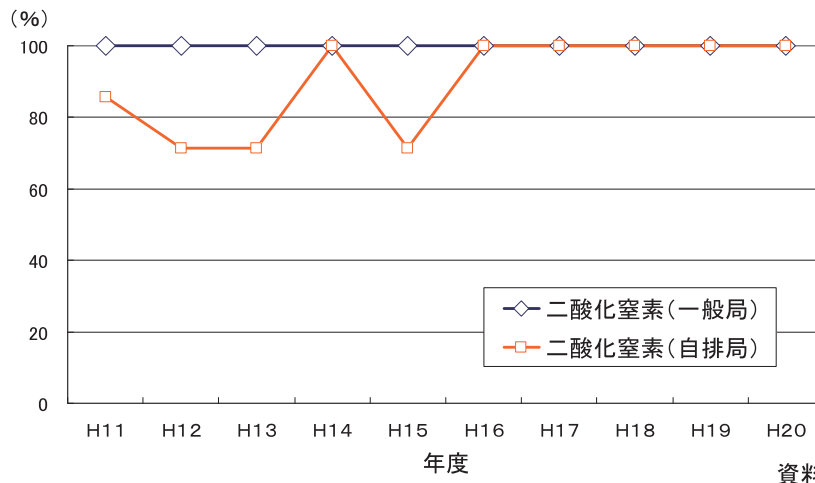
●現状と課題

大気汚染は、主に工場・事業場から排出されるばい煙や自動車の排出ガスによって引き起こされます。高度経済成長期に著しく進行した大気汚染は、工場・事業場などに対する規制措置等により全般的に改善されてきました。その結果、一般環境測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質¹については、環境基準を達成しているものの、光化学オキシダント²はすべての測定局で環境基準を達成していません。また、自動車排出ガス測定局では、すべての項目で環境基準は達成されています。

図表 2-2-1 環境基準の達成率

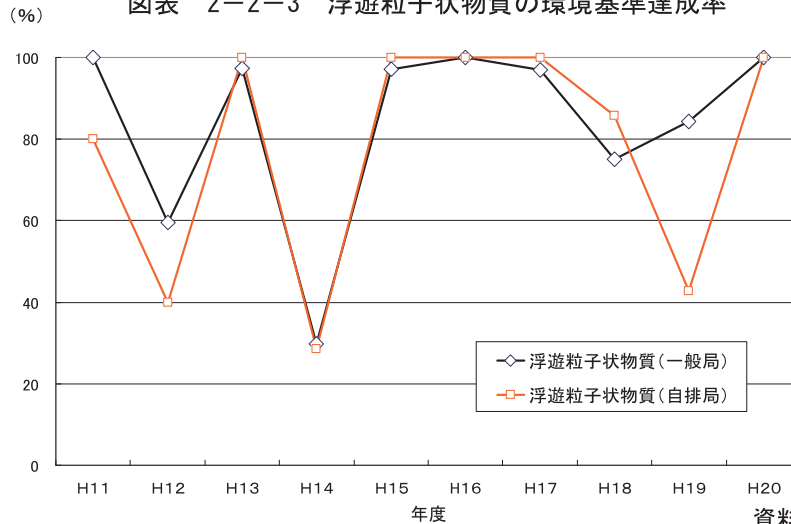


図表 2-2-2 二酸化窒素の環境基準達成率



1 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μ m 以下のものをいう。
 2 光化学オキシダント：工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NO_x) や炭化水素類 (HC) を中心とする一次汚染物質から太陽光線による光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では目やのどへの刺激や呼吸器へ影響を及ぼし、植物などへも影響を与える。
 3 環境基準：環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、国が定める環境の基準。大気汚染にかかるものは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類の 10 物質について定められている。(基準値は、「広島県環境データ集」を参照)

図表 2-2-3 浮遊粒子状物質の環境基準達成率



【施策の方向】

- 環境負荷の少ない自動車の普及促進や公共交通機関の利便性の向上等による交通量削減対策など、総合的な自動車排出ガス対策の推進
- 工場・事業場などの固定発生源対策の着実な実施

● 施策の展開

(1) 自動車排出ガス対策の推進

ア 低公害車等環境負荷の少ない自動車の普及促進

- 「生活環境保全条例」で規定している低公害車等の購入・使用努力規定について、周知を図ります。
- 県が保有する公用車について、率先して低公害車等への切り替えを行います。

(ア) 生活環境保全条例に基づく自動車使用者等の取組の推進 [環境保全課]

「生活環境保全条例」に基づく「県自動車使用合理化計画」(平成 21 年 3 月改定)の達成に向け、県公用車の自動車使用合理化や低公害車の導入等を図るとともに、環境に配慮した運転等を推進します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】低公害車の導入促進(平成 21 年度当初低公害車導入率が約 15% 増加)及びエコドライブ研修・LAN パソコン起動画面へのエコドライブ喚起情報の掲載等を通じた職員への周知。

図表 2-2-4 県自動車使用合理化計画における実績及び目標

| 項目 | 平成 20 年度実績 | 目標 (平成 20 年度末) | 改定計画 目標(平成 25 年度末) |
|---------------------------|----------------------|-------------------|-----------------------|
| 低公害車等 ^(注) の導入率 | 56 % (平成 21 年度当初) | 50% | 60% |
| 自動車による排出量 (平成 15 年度比) | 二酸化炭素 | △15 % | 10%削減 |
| | 窒素酸化物 | △48 % | 40%削減 |
| | 粒子状物質 | △50 % | |

資料：県環境保全課

(注) 低公害車等には、国土交通省が、省エネ法に基づく燃料基準(トップランナー基準)早期達成車で、かつ「低排出ガス車認定実施要領」に基づき、低排出ガス車として認定している自動車[国土交通省認定車]のほか、軽自動車を含む。

4 自動車使用合理化：自営配送から委託配送への転換、複数の荷主との共同輸配送、公共交通機関の利用などにより、自動車の走行量を削減すること。
 5 エコドライブ(環境に配慮した運転)：二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための環境に配慮した運転。具体的には、駐車時に原動機を停止する(アイドリング・ストップ)、経済速度で走る、無駄な荷物を積まない、無駄な空ぶかしをやめる、急発進・急加速・急ブレーキをやめる、マニュアル車は早めにシフトアップする、渋滞などをまねく違法駐車をしない、エアコンの使用を控えめにするなどがあげられます。(参照 URL: 県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/eco/f/fl/aidring/aidrin.pdf>)

地域環境保全対策の推進

図表 2-2-5 県及び市町の低公害車保有台数（平成21年3月31日現在）

| 区分 | 天然 ガス車 | メタン ール車 | ハイブリット 車 | H17規制 75%低減車 | H17規制 50%低減車 | H12規制 75%低減車 | H12規制 50%低減車 | H12規制 25%低減車 | 水素 自動車 | 低公害車 保有台数合計 | 全自動車 保有台数 |
|------|-----------|------------|-------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|----------------|--------------|
| 県 | 7 | 0 | 2 | 380 | 224 | 68 | 109 | 252 | 1 | 1,043 | 2,016 |
| 市町合計 | 47 | 1 | 23 | 258 | 326 | 50 | 169 | 120 | 0 | 994 | 4,884 |
| 総計 | 54 | 1 | 25 | 638 | 550 | 118 | 278 | 372 | 1 | 2,037 | 6,900 |

資料：県環境保全課

- (注1) 電気自動車の保有台数は、県及び市町ともに0台。
 (注2) 低減車とは、図表2-2-4（注）の国土交通省認定車をいう。
 (注3) 市町合計には、広島市分を含めていない。

(イ) 自動車排出ガス規制 [環境保全課]

大気汚染防止法により、自動車排出ガスについて窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素等の規制がされており、段階的に強化されています。

また、平成18年4月から、公道を走行しない特殊自動車に対する排出ガス規制を定めた特定特殊自動車排出ガスの規則等に関する法律が施行されています。《規制の概要は、「広島県環境データ集」参照（県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載）》

【平成20年度実績・平成21年度内容】エコドライブの推進等の広報・啓発を実施。

(ウ) 環境保全融資制度 [循環型社会課]

中小企業者等に対する低公害車の購入及びDPF装置⁶の装着費用等に要する資金の融資。（詳細はP102）

イ 生活環境保全条例に基づく県民・事業者等の取組の推進

- 「生活環境保全条例」に基づき、駐車時のアイドリング・ストップなど取組を推進します。

(ア) 駐車時のアイドリング・ストップ [環境保全課]

【平成20年度実績・平成21年度内容】駐車時のアイドリング・ストップについて、ラジオを始めとした各種媒体による広報活動を実施。

(イ) 駐車場管理者等の責務 [環境保全課]

【平成20年度実績・平成21年度内容】一定規模以上の駐車場を設置・管理する駐車場管理者等に対して、駐車時でのアイドリング・ストップの駐車場利用者への周知の実施について、広報活動を実施。

(ウ) 自動車使用合理化計画書の作成 [環境保全課]

【平成20年度実績・平成21年度内容】一定規模以上の自動車を使用する事業者に対して、事業者等が加盟している各種団体等を通じて、自動車使用合理化計画書の作成等の啓発・広報活動等を実施。

6 DPF (Diesel Particulate Filter) 装置：自動車排気ガス中の粒子状物質を除去する装置。

ウ 自動車交通量削減対策の推進

- 鉄道、路線バス等の公共交通機関の利便性の向上、パークアンドライド⁷の実施等の交通需要マネジメント（TDM）⁸の推進等により、自家用自動車の交通量の低減を推進します。

(ア) 都市交通円滑化の推進 [都市企画課]

広島・福山都市圏の都市交通問題（渋滞、地球温暖化）を解決するため、パークアンドライドを始めとした交通需要マネジメント施策やマルチモーダル施策⁹など都市交通円滑化施策を推進します。

【平成 20 年度実績】広島都市圏においては、パークアンドライドの利用を促すため、駐車場情報を提供するホームページを運営するとともに、広報誌やイベント等で利用の呼びかけを実施。

福山都市圏においては、ノーマイカー運動を主体とした取組に加え、中心部ループバスやレンタサイクルなどの取組を推進し、ピーク時の中心部への所要時間短縮に寄与。

【平成 21 年度内容】広島都市圏においては、引き続き、各種媒体を通じた広報活動を実施。

福山都市圏においては、引き続き、ノーマイカー運動の参加者拡大を図るなど、取組を推進。

エ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

- 道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ基盤整備を推進します。

(ア) 環状道路・バイパスの整備 [道路企画課]

自動車交通が適切に分散され、渋滞が緩和・解消されるよう、環状道路やバイパスの整備を推進します。

【平成 20 年度実績】広島高速道路等（広島都市圏）、その他のバイパス等について整備。

【平成 21 年度内容】引き続き、道路交通の円滑化を図るための基盤整備を実施。

(イ) 街路事業 [都市整備課]

道路交通流の円滑化を図るため、路上工事の縮減に留意しつつ、環状道路・バイパス等の道路網の整備、道路の立体交差化、交差点の改良等の道路構造の改善といった基盤整備を推進します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】神辺水呑線他 37 路線（平成 21 年度：35 路線）について整備。

(ウ) 交通管制システムの高度化 [交通規制課]

交通管制システムの整備充実を図り、信号制御による自動車交通の円滑化、交通情報提供による分散化を推進します。

a 信号制御方式の高度化

信号制御大型コンピューターの更新に伴い、交通流の変動に即応し、かつ適正な信号制御等を可能とする高度な交通管制システムを導入します。

【平成 20 年度実績】呉サブセンターの中央装置や呉地域周辺の集中制御機及び車両感知器を更新。

【平成 21 年度内容】広島市内の集中制御機や車両感知器及び中央線変移システムを更新予定。

7 パークアンドライド：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し、そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

8 交通需要マネジメント（TDM：Transportation Demand Management）：自動車の効率的利用や、公共交通の利用転換時間や経路の変更などを進めることにより、交通渋滞の緩和を図り、環境の改善や地域の活性化を目指す取組。

9 マルチモーダル施策：マルチモーダルとは、良好な交通環境を作るために、航空、海運、水運、鉄道など、複数の交通機関と連携し、都市への車の集中を緩和する総合的な交通施策のこと。

b 道路交通情報等の充実

光ビーコン¹⁰や交通情報板等の効果的な運用により、所要時間情報や渋滞情報、事故情報などを表示して、ドライバーに最新の道路交通情報を提供します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】交通情報板の高度化更新を図るとともに、渋滞や規制情報を積極的に提供し、交通の分散化を実施。

(2) 固定発生源対策の推進

- 「大気汚染防止法」などの関係法令に基づき、ばい煙発生施設¹¹等を設置している工場・事業場の立入検査・指導等を行い、施設の適正な稼働や維持管理を徹底することにより大気汚染物質の排出抑制対策を推進します。
- 有害大気汚染物質を排出している主な工場等に対して排出抑制を指導するとともに、周辺でのモニタリングを実施します。
- 県内の主要汚染地域における光化学オキシダント等の大気汚染予報及び注意報等の発令を行うとともに、注意報等の発令時には、主要発生源に対し排出ガス量の削減要請を行うなど、環境濃度の悪化防止と健康被害の未然防止を図ります。

ア 排出規制の実施 [環境保全課]

工場・事業場からのばい煙（硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等）及び粉じん等について、大気汚染防止法及び生活環境保全条例による規制を実施します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】大気汚染防止法及び生活環境保全条例に基づき、立入指導を実施。（平成 20 年度は、全工場(3,403 工場)のうち、1,206 工場に立入検査を実施し、2 工場に対し、行政指導。）《立入検査状況は、「広島県環境データ集」参照》

イ 揮発性有機化合物（VOC）¹²の排出抑制 [環境保全課]

浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を目的として、原因物質の一つである VOC の排出量を削減するため、工場の立入検査を実施し、平成 22 年 3 月で排出基準猶予期間が満了する既存施設について指導を強化します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】排出濃度検査等を実施し、必要な改善等の指導を行うとともに、ガイドラインを活用し、自主的な取組を支援。また、平成 21 年度は、既存の排出基準猶予施設に対する指導を強化。（平成 20 年度：立入調査 37 件）

ウ 有害大気汚染物質のモニタリング [環境保全課]

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に曝露された場合に、発ガン性など健康への影響が懸念される有害大気汚染物質による大気汚染状況を把握するため、ベンゼン等の環境基準設定物質を含む 19 の優先取組物質について月 1 回のモニタリングを実施します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】県内 15 箇所でモニタリングを実施。（平成 20 年度は、環境基準値又は国の指針値がある項目について基準値等を超過するものはなし。）《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

10 光ビーコン：光（目には見えない近赤外線）を用いて車載機との双方向通信を行うもの。車両の存在を感知する車両感知器としての機能も持っている。

11 ばい煙発生施設：ばい煙（硫黄酸化物など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質）を発生・排出する施設で、大気汚染防止法により大気汚染の原因となるものとして定められている施設。

12 VOC：Volatile Organic Compounds の略称で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物の総称。

エ 大気汚染の常時監視等 [環境保全課]

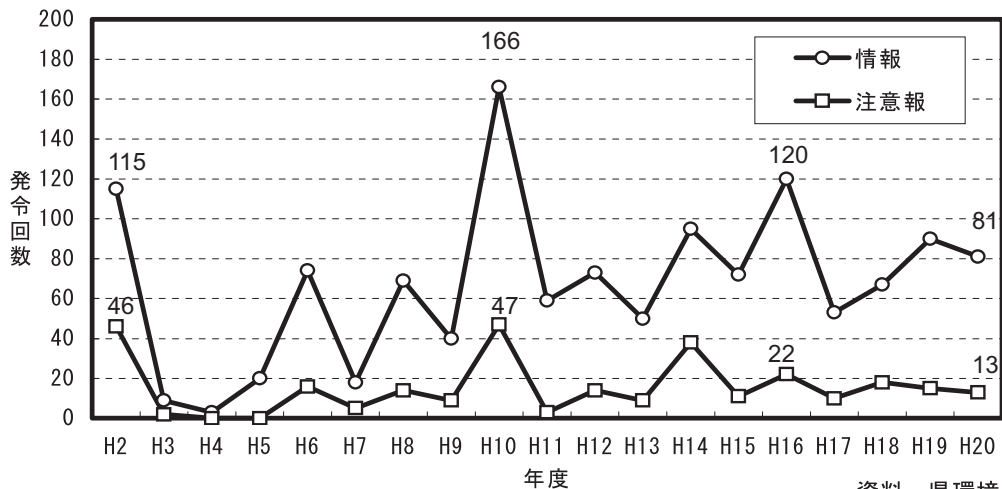
県内の大気汚染の状況を常時監視するため、11市3町に設置した39局の大気測定局と中央監視局で構成する監視システムにより、大気汚染物質や気象状況を常時測定しており、大気汚染による人の健康被害等を未然に防止するため、緊急時に工場等にはばい煙の排出削減を要請する措置や、県民への周知及び大気汚染予報等の対策を実施します。また、主要発生源の企業11社に発生源測定局を設置し、硫黄酸化物、窒素酸化物の排出状況を監視します。

【平成20年度実績】 監視システムにより、大気汚染物質や気象状況の常時測定を行い、ばい煙の排出削減等必要な措置や県民への周知等を実施。光化学オキシダントに係る緊急時発令については、情報を81回、注意報を13回発令。毎時データや発令情報はホームページ、携帯電話サイトに公開し、迅速な情報提供を図った。

また、光化学オキシダント汚染の広域化に対応するため常時監視網の適正配置を検討し、測定局の統合及び新設を決定。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

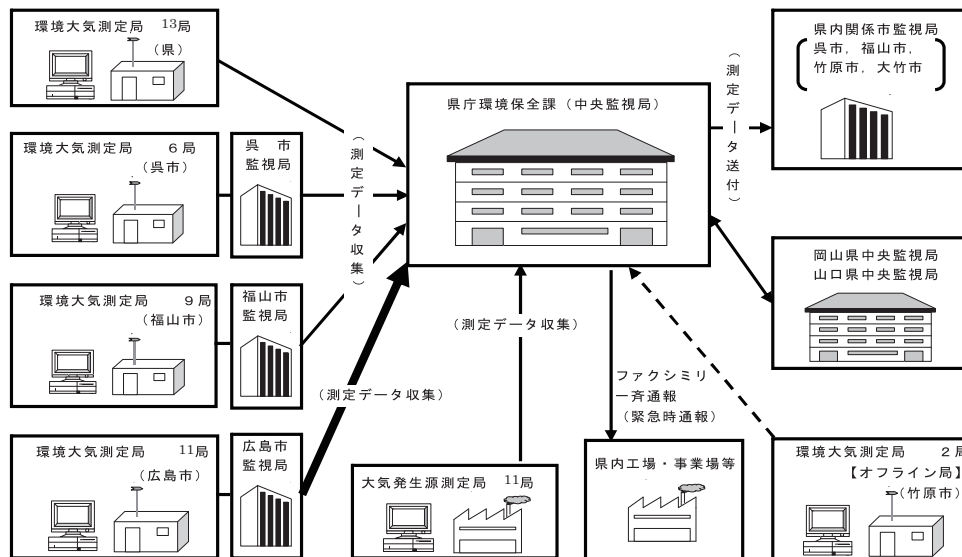
【平成21年度内容】 引き続き、監視システムにより常時測定を行い、必要な措置や県民への周知等を実施。また、平成20年度の検討結果に基づき、測定局の再配置を実施。

図表 2-2-6 光化学オキシダントに係る緊急時発令状況



資料：県環境保全課

図表 2-2-7 大気汚染常時監視システム系統図



資料：県環境保全課

2 水環境の保全

●現状と課題

(1) 公共用水域の環境基準達成状況

ア 健康項目²

人の健康の保護に関する項目（カドミウムなど 26 項目）については、延べ 146 の全地点で環境基準を達成しています。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

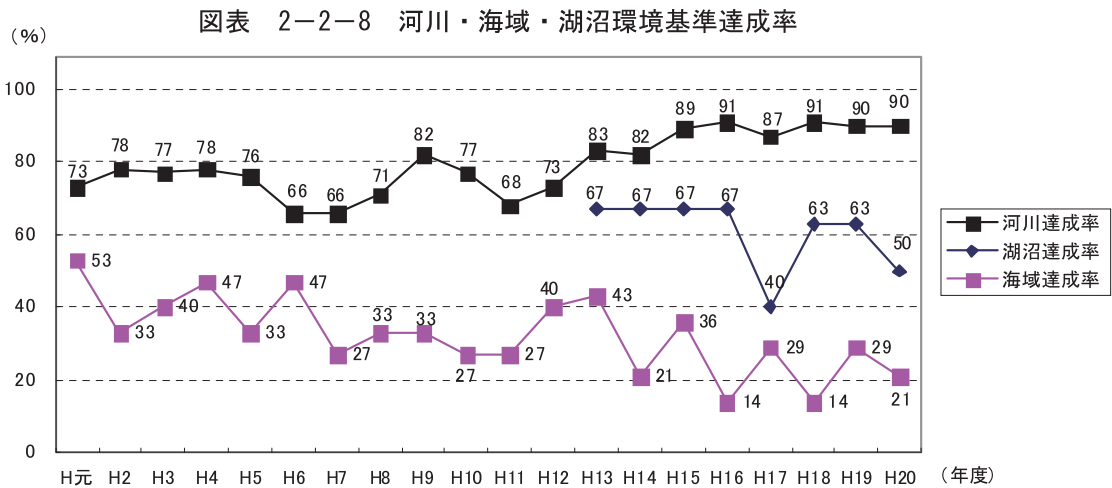
イ 生活環境項目³

環境基準の類型が指定されている河川 24 水系 82 水域、海域 14 水域、湖沼 8 水域における BOD⁴（河川）・COD⁵（海域・湖沼）の環境基準の達成状況は、過去 5 か年（平成 15 年から 19 年度）の平均と比べて、河川及び海域はほぼ横ばい、湖沼は低下傾向となっています。

河川の BOD の環境基準達成率は高い状況ですが、都市部の小河川等では、都市周辺の宅地開発に伴う生活排水による汚濁がみられ、環境基準が達成されていません。

また、県内で排出される COD 汚濁負荷量は減少傾向ですが、内部生産⁷や藻場・干潟の減少等による浄化機能の低下などの影響により、海域の COD 環境基準達成率は低い水準で推移しており、富栄養化に伴う赤潮⁹も依然として発生していることから、引き続き、海域に流入する汚濁負荷量のさらなる削減が必要となっています。《類型指定状況と測定結果は、広島県環境データ集」参照》

また、全窒素及び全りん⁸の環境基準の類型が指定されている海域 9 水域、湖沼 8 水域の環境基準の達成状況は、全窒素及び全りんともにほぼ横ばいの傾向です。

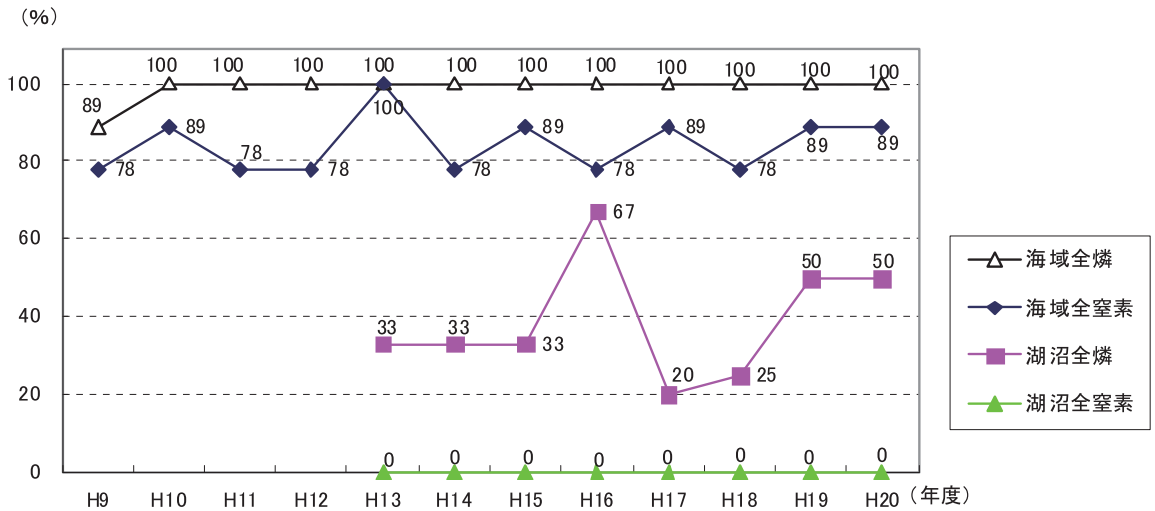


※ 1 (環境基準達成水域数/環境基準類型指定水域数) × 100 ※ 2 河川はBOD, 海域・湖沼はCODの環境基準達成率

資料：県環境保全課

- 公共用水域：河川、湖沼、海域、港湾、沿岸海域など広く一般に開放された水域及びこれらに接続する下水路、用水路等公共の用に供する水域のこと。
- 健康項目：カドミウムなど 26 物質について、全公共用水域及び地下水につき一律に環境基準が定められている。
- 生活環境項目：BOD や COD など 10 項目について、河川、湖沼、海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設け、各類型ごとに環境基準が定められている。
- BOD（生物化学的酸素要求量）：微生物が水中の有機物を分解する時に消費する酸素の量で、河川で環境基準値が定められている。この値が大きければ、汚濁の程度も大きい。
- COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤で酸化する時に消費される酸素の量で、湖沼・海域で環境基準値が定められている。この値が大きければ、汚濁の程度も大きい。
- 汚濁負荷量：陸域から排出される COD、窒素及びリン等の汚濁物質の総量。「汚濁負荷量＝汚濁濃度×排出量」で計算する。
- 内部生産：湖沼、内湾など閉鎖性水域において、植物プランクトンの増殖（光合成）により有機物が生産されること。植物プランクトンの増殖には、窒素やリンが不可欠であることから、こうした栄養塩類の水域への流入量を削減することにより内部生産を抑制できる。
- 富栄養化：水の交換が少ない閉鎖性水域において、工場排水等により水中の栄養塩類の窒素やリンなどが増え、プランクトン等が増殖しやすい状態になること。
- 赤潮：窒素やリンの増加に伴う水域の富栄養化により、水中の植物プランクトンが異常に増殖して水の色が赤褐色や茶褐色に変色すること。

図表 2-2-9 全窒素及び全りん環境基準達成率（海域・湖沼）



※（環境基準達成水域数／環境基準類型指定水域数）／100 資料：県環境保全課

ウ 地下水

県内 60 地点で地下水の水質調査を実施しており、環境基準達成率は、近年、8割前後（平成 20 年度 85%）で推移し、ほぼ横ばい傾向です。《測定結果等は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 発生汚濁負荷量

県内で排出される汚濁負荷量は、瀬戸内海流域がそのほとんどで、経年的にはやや減少傾向です。

図表 2-2-10 県内で排出される汚濁負荷量（平成 19 年度末現在）

| 区分 | | 産業排水 (t/日) | 生活排水 (t/日) | その他 (t/日) | 計 (t/日) |
|--------------|-----|---------------|---------------|--------------|------------|
| 瀬戸内海 | COD | 31 | 21 | 6 | 58 |
| | 窒素 | 12 | 14 | 16 | 42 |
| | りん | 0.7 | 1.1 | 0.6 | 2.4 |
| その他 (江の川) | COD | 2 | 2 | 2 | 6 |
| | 窒素 | 0 | 1 | 7 | 8 |
| | りん | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.5 |
| 県計 | COD | 32 | 23 | 8 | 63 |
| | 窒素 | 13 | 15 | 23 | 51 |
| | りん | 0.8 | 1.3 | 0.9 | 3.0 |

※端数処理の関係で、計が合わない場合があります。

資料：県環境保全課

産業排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約4割、りんの約6割が総量規制の対象とならない小規模及び未規制の事業場等から排出されています。

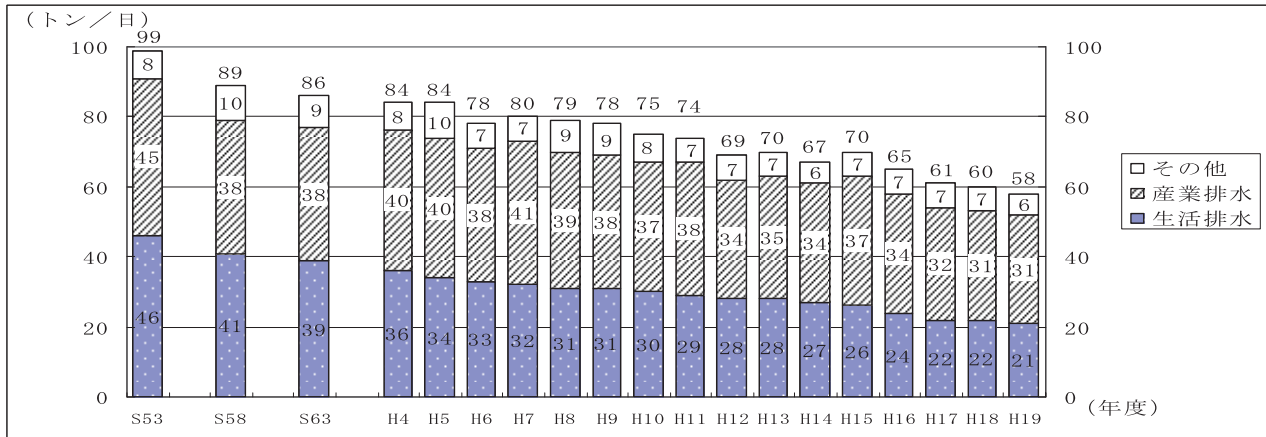
窒素については、指定地域内事業場からの負荷量が約8割を占めています。

なお、産業排水の業種別の負荷量の割合としては、COD及び窒素では、パルプ・紙製造業、化学工業及び鉄鋼業で約6～7割を占めるなど、工業が盛んな本県の地域性を反映したものとなっています。りんは、食料品製造業の割合が約1割を占めるほかは製造業以外の業種による負荷量が約6割と多くなっています。

また、生活排水の発生汚濁負荷量のうち、CODの約5割、りんの約2割が未処理のまま放流される生活雑排水によるものであり、排水処理施設の整備など、着実な対策が必要です。窒素については、下水道終末処理場からの負荷量が約5割を占めていますが、これは下水道整備の進展により、生活雑排水の処理が進んだ結果です。

なお、汚水処理人口普及率（し尿と生活排水の処理率）を地域別に見ると、市域と町域で格差があり、とりわけ中山間地域では、地形的な条件等により整備が遅れています。《産業排水、生活排水ごとの発生源別汚濁負荷量の割合等は、「広島県環境データ集」参照》

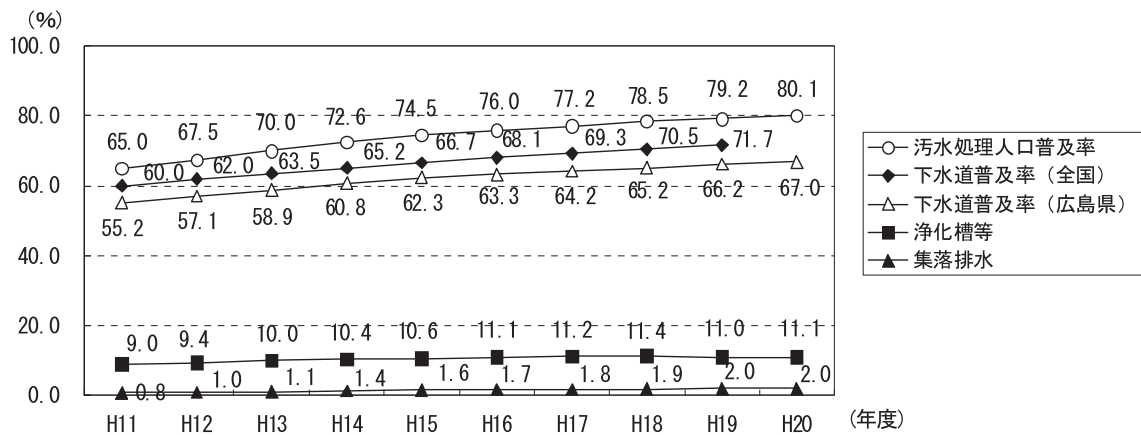
図表 2-2-11 瀬戸内海流域におけるCOD発生汚濁負荷量



※窒素、りんはデータが少ないため未掲載

資料：県環境保全課

図表 2-2-12 汚水処理人口普及率



資料：県循環型社会課，県農道水利室，県漁港漁場整備室，県下水道室

(3) 富栄養化の状況

県内の湖沼や海域においては、生活排水等の流入による窒素・リン濃度の上昇（富栄養化）が原因となり、植物プランクトンが繁殖して赤潮や水道水源の利水障害が発生しています。

椋梨ダムでは、過去10年来、水の華・アオコが発生しており（平成20年度は164日確認）、特に、平成8年には下流の宮浦・坊土浄水場の濾過障害の遠因と考えられ、平成12年には貯水池内のアオコの大量発生による異臭及び景観障害が生じているため、水質保全対策が必要とされています。《赤潮発生海域概要及び椋梨ダムのアオコ確認日数は、「広島県環境データ集」参照》

図表 2-2-13 赤潮発生状況

| 年 | 発生件数 | | 発生継続日数別件数 (広島県) | | | | 発生日数 (広島県) | | 漁業被害を伴った件数 | |
|-----|------|------|--------------------|-------|--------|-------|---------------|------|------------|------|
| | 広島県 | 瀬戸内海 | 5日以内 | 6～10日 | 11～30日 | 31日以上 | 発生日数 | 平均日数 | 広島県 | 瀬戸内海 |
| H13 | 10 | 134 | 2 | 1 | 6 | 1 | 87 | 15 | 0 | 7 |
| H14 | 4 | 119 | 0 | 0 | 2 | 2 | 101 | 40 | 1 | 8 |
| H15 | 4 | 127 | 0 | 0 | 2 | 2 | 95 | 37 | 0 | 8 |
| H16 | 5 | 118 | 1 | 2 | 2 | 0 | 54 | 15 | 2 | 13 |
| H17 | 8 | 115 | 0 | 1 | 5 | 2 | 200 | 28 | 0 | 7 |
| H18 | 9 | 94 | 0 | 2 | 4 | 3 | 282 | 41 | 1 | 11 |
| H19 | 3 | 99 | 0 | 1 | 1 | 1 | 143 | 47 | 0 | 9 |
| H20 | 2 | 162 | 0 | 0 | 1 | 1 | 50 | 25 | 0 | 23 |

資料：水産庁瀬戸内海漁業調整事務所，県水産課

【施策の方向】

- 第6次水質総量規制の的確な運用及び第7次水質総量削減計画に向けての施策の検討，規制対象外の小規模事業場等に対する指導を通じた産業排水対策の推進
- 下水道や浄化槽など，地域特性を考慮した合理的な処理施設の整備等による生活排水処理対策の推進
- 地下水汚染防止対策の推進
- 富栄養化対策の推進

●施策の展開

(1) 工場・事業場の排水対策の推進

- 「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づき，工場・事業場における水質汚濁物質の排水基準の遵守・徹底を図ります。
- 法令等の規制を受けない小規模の事業場に対しても，水質汚濁負荷量の削減等に関する事業者が努力すべき事項の明確化を図るとともに，「小規模事業場排水浄化対策推進要領」に基づき，排水処理施設の整備などについて指導を行います。
- 新たな技術を用いた排水処理対策を検討し，COD排出負荷量等が大きい排出事業者の取組を支援します。

ア 排水規制等の実施 [環境保全課]

特定事業場からの排水に対しては，水質汚濁防止法や生活環境保全条例等により排水基準や総量規制基準を設定し排水規制を実施します。また，排水規制を受けない小規模の事業場に対しては，排水処理施設の整備などについて指導を行います。《特定事業場の届出状況は，「広島県環境データ集」参照》

【平成20年度実績・平成21年度内容】 立入検査や排水検査を実施し，処理施設，排水方法の改善等が必要な事業場については，適切な排水等を行うよう指導。さらに，行政処分による措置が必要と認められた場合は，改善命令等の行政処分を実施。

図表 2-2-14 水質汚濁防止法及び生活環境保全条例に基づく立入検査状況（平成20年度）

| 区 分 | 法律関係 | 条例関係 | 合 計 |
|------------------------------|-------------|---------|-------------|
| 特定事業場 | 6,439 | 676 | 7,115 |
| うち平均排水量 50 m ³ 以上 | 784 | 11 | 795 |
| 立入検査実施事業数 | 957 (1,319) | 19 (23) | 976 (1,342) |
| うち排水検査 | 707 (992) | 5 (7) | 712 (999) |
| 行政処分等事業場数 | 79 (100) | 0 (0) | 79 (100) |
| 行政処分 | | | |
| 改善命令 | 3 (3) | 0 (0) | 3 (3) |
| 一時停止命令 | 0 (0) | 0 (0) | 0 (0) |
| 計 | 3 (3) | 0 (0) | 3 (3) |
| 行政指導 | 76 (97) | 0 (0) | 76 (97) |

※（ ）内の数字は、延べ事業場数

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市，三次市，東広島市，大崎上島町

イ 新たな技術を用いた排水処理対策の検討（瀬戸内海水環境改善検討事業）[環境保全課]【新規】

工場排水（未処理水）の濃縮分離やバイオマスの活用¹⁰など，新たな技術を用いた排水処理対策を検討し，COD排出負荷量等が大きい排出事業者の取組を支援します。

【平成21年度内容】検討委員会を設け，COD排出負荷量や有機性汚泥を削減するための方策等について検討。

(2) 生活排水対策の推進

- COD汚濁負荷量の約4割が家庭から排出されている現状を踏まえ，公共用水域の水質保全のための県民の責務の明確化を図るとともに，広報媒体による普及啓発を行います。
- 生活環境の改善と生活排水等による公共用水域への汚濁負荷の低減を図るため，地域特性を考慮した合理的な生活排水処理施設（下水道，農業・漁業集落排水施設，浄化槽等）の整備を推進します。
- 下水道等の適切な維持・管理を徹底するとともに，浄化槽の保守点検や清掃，法定検査の周知を図るなど，生活排水処理施設の維持・管理の徹底を指導します。
- 汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道では，大雨時に一部未処理のまま放流されることによる水質汚濁が懸念されるため，改善を検討します。
- 生活排水による汚濁が著しく，特に対策が必要な地域については，「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域に指定し，「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により，計画的な削減対策を実施します。

ア 排水処理施設の整備推進

(ア) 下水道の整備促進 [下水道室]

a 公共下水道の整備

公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して，市町の下水道整備を推進します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】14市8町で，下水道整備を実施。

10 バイオマス：もともと生物（bio）の量（mass）のことだが，再生可能な，生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料は除く）をいう。

b 流域下水道の整備

市街化の進展が著しい河川流域について、流域を一体とした効果的な下水道処理を行うため、各浄化センターの建設を推進するとともに、維持管理を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】太田川流域下水道については、東部浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成20年度末現在、115,060 m³/日で稼働）。また、窒素・りん除去を目的に高度処理を実施。芦田川流域下水道については、芦田川浄化センターの建設及び維持管理を実施（平成20年度末現在、168,000 m³/日で稼働）。沼田川流域下水道については、沼田川幹線の建設及び沼田川浄化センターの維持管理を実施（平成20年度末現在、23,800 m³/日で稼働）。

(イ) 農業・漁業集落排水処理施設の整備促進

a 農業集落排水事業 [農道水利室]

農業振興地域内の農業集落において、農業用水や公共用水域の水質改善及び生活環境の改善を目指して、農業集落排水施設の整備を推進します。

【平成20年度実績】7地区（うち完了地区2地区、処理人口1,010人）について整備。

【平成21年度内容】5地区（うち完了地区2地区、処理人口2,050人）について整備。

b 漁業集落環境整備事業 [漁港漁場整備室]

漁港区域背後の漁業集落において排水処理施設を整備することにより、前面海域への負荷を低減するとともに、集落内の生活環境の改善を図ります。

【平成20年度実績】汚水管路、処理場等を7地区で整備。

【平成21年度内容】汚水管路、処理場等を6地区で整備。

(ウ) 浄化槽の整備促進等 [循環型社会課]

a 浄化槽の整備

集合処理施設の整備が地理的・経済的に困難な地域において生活排水対策を推進するため、小型浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業を実施します。また、し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多数設置されていることから、生活雑排水を併せて処理する浄化槽への転換を推進します。

| 区分 | 小型浄化槽設置整備事業 | 浄化槽市町村整備推進事業 |
|-------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 事業の内容 | 個人設置の浄化槽に助成する市町に対し、市町の事業費の1/3（財政力指数により変動）を事業実施年度に補助 | 市町が公共事業として浄化槽を整備する事業に対し、市町の起債償還額（交付税措置分を除く）の1/2もしくは1/3を起債元金償還年度に補助 |

【平成20年度実績】小型浄化槽設置整備事業で19市町（2,277基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で4市（252基の浄化槽）に対し補助。

【平成21年度内容】小型浄化槽設置整備事業で19市町（2,576基の浄化槽）、浄化槽市町村整備推進事業で4市（285基の浄化槽）に対し補助。

b 浄化槽の管理

浄化槽は適正な維持管理により所期の性能が発揮されることから、「浄化槽法」に基づく保守点検、清掃及び法定検査の実施についてパンフレット、市町の広報紙等により啓発するとともに、法定検査等で問題のあった施設には立入検査等を実施し、適正管理に関する指導を行います。

また、法定検査の受検率向上のため、平成19年4月から運用を開始した新検査体制を活用し、平成22年度までに受検率50%超となるよう、受検率の向上を図ります。（コラム「浄化槽の法定検査について」P51を参照）

図表 2-2-15 浄化槽の法定検査の受検率の推移

(単位：%)

| 区 分 \ 年 度 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 (推定値) | 全 国 (平成19年度) |
|-----------------|------|------|------|------|--------------|-----------------|
| 新設時の検査 (7条検査) | 94.3 | 99.0 | 99.7 | 99.8 | 100.0 | 87.9 |
| 定 期 検 査 (11条検査) | 18.4 | 19.4 | 21.2 | 26.0 | 34.9 | 25.7 |

資料：県循環型社会課

【平成20年度実績】浄化槽設置（管理）者、浄化槽保守点検事業者等への文書指導、立入検査等（1,637件）を実施。また、法定検査を受検していない大規模浄化槽（201人槽以上500人槽以下）の浄化槽設置（管理）者に対し、立入指導等により受検を促進。

【平成21年度内容】引き続き、浄化槽の適正管理について啓発するとともに、問題のある浄化槽について、立入検査等を実施。また、中規模浄化槽（101人槽以上200人槽以下）の設置（管理）者に対し、立入指導等により受検を促進。

イ 生活排水浄化対策推進要綱等に基づく取組 [環境保全課]

生活排水対策の推進に関して基本となる生活排水浄化対策推進要綱により、全県的な生活排水対策を推進します。さらに、水質汚濁が懸念される河川や湖沼については、生活排水対策重点地域の指定（黒瀬川・高屋川・山南川・二河川・藤井川）や、水質環境管理計画等（神竜湖・沼田川・瀬野川・黒瀬川）による対策を講じます。

【平成20年度実績・平成21年度内容】市町や関係団体の協力を得て、普及啓発活動を実施するとともに、計画の推進を図るため、計画の進行状況の把握や関係機関相互の連絡調整などを実施し、住民、事業者、行政が一体となった生活排水対策を推進。

(3) 養殖漁業、農業、畜産業における環境負荷の削減

- 魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。
- 窒素及びりんを含む肥料や農薬の適正使用の指導等により、公共用水域への水質汚濁負荷量の削減を図ります。
- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づく家畜排せつ物の適正管理を促進します。

ア 養殖漁場における環境負荷の削減 [水産課]

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。

【平成20年度実績・平成21年度内容】魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等を指導。（平成20年度：県内説明会（海面2箇所、内水面2箇所）、巡回指導（海面12箇所、内水面8箇所）を実施。）

イ 持続性の高い農業生産方式の導入推進 [食品流通安全室]

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・農薬の使用の低減を一体的に行おうとする者に対して、認定権限を持つ市町とともに、農業生産方式の導入計画を認定します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】認定を受けようとする者への助言等を実施。（平成20年度：148件（県認定125件、市町認定23件）の計画を認定。）

ウ 特別栽培農産物の推進 [食品流通安全室]

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき生産された農産物を「安心！広島ブランド」として認証し、環境への負荷をできる限り低減した栽培方法の普及促進を図ります。

【平成20年度実績・平成21年度内容】制度の啓発を図り、認証を推進。(平成20年度：113件を認証。)

エ 耕畜連携による資源循環型畜産の推進 (耕畜連携支援モデル事業) [畜産課]

(ア) 資源循環型畜産推進指導事業

畜産経営に起因する環境問題の発生を防止するために設置した資源循環型畜産推進指導協議会(以下「指導協議会」という。)を通じて、引き続き家畜排せつ物の適正処理を徹底するとともに、良質たい肥生産のための技術指導や耕畜連携による資源循環型農業を推進します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】指導協議会による畜産農家の巡回指導を実施。(平成20年度：110戸を巡回指導。)

オ 家畜排せつ物処理施設整備の推進 [畜産課]

(ア) 畜産環境総合整備統合補助事業

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、総合的な畜産環境整備を行うため、広域堆肥センター等の家畜排せつ物の適正処理に必要な施設を整備し、畜産経営に起因する環境問題を防止します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】家畜排せつ物処理施設を整備。(平成20年度：2箇所整備。)

(イ) 畜産環境整備リース事業

たい肥の利用促進を図るため、たい肥の調整・保管に必要な機械施設の整備を推進します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】家畜排せつ物の利活用に必要な機械施設を整備。(平成20年度：3箇所整備。)

(4) 地下水汚染対策の推進

- 有害物質による地下水汚染を防止するため、「水質汚濁防止法」の対象工場・事業場はもとより、それ以外の有害物質取扱工場・事業場についても、有害物質の適正な使用・保管の徹底、有害物質の地下浸透の防止を図ります。
- 井戸等の地下水汚染が発見された場合には、汚染の範囲・程度、原因の究明等の調査を行い汚染の拡大防止を図るとともに、汚染浄化対策の指導を行います。

ア 地下水質調査 [環境保全課]

「水質汚濁防止法」に基づき、地下水の汚染状況を監視するため地下水調査を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】県内60地点で調査。

(5) 富栄養化対策の推進

- 海域については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷の総量を総合的かつ計画的に削減します。
- 湖沼については、流入する工場・事業場排水や生活排水などの総合的な富栄養化対策を推進します。
- 下水処理場からの放流水質改善のため、下水道の高度処理の導入について検討を行います。

ア 化学的酸素要求量，窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の推進 [環境保全課]

第6次総量削減計画（平成19年6月20日策定（告示））に基づき，瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の総量を総合的かつ計画的に削減します。計画達成の方策として，下水道・合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備（生活排水対策），総量規制基準による工場・事業場の排水対策や小規模事業場排水対策（産業排水対策），農地からの負荷低減対策，畜産排水対策，養殖漁場の環境改善等を行います。

図表 2-2-16 削減計画負荷量 (単位：t/日)

| 区分 | 21年度（目標年度） | 16年度（基本年度） | 削減 |
|-----|------------|------------|------|
| COD | 64 | 65 | △1 |
| 窒素 | 43 | 44 | △1 |
| りん | 2.5 | 2.6 | △0.1 |

資料：県環境保全課

【平成20年度実績・平成21年度内容】工場・事業場への立入検査を行い総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の測定状況等の監視・指導等により，第6次総量削減計画を推進。平成20年度末現在，特定事業場には213基のCOD汚濁負荷量自動測定器，163基の窒素汚濁負荷量自動測定器，162基のりん汚濁負荷量自動測定器が設置。平成21年度も引き続き，工場・事業場の監視・指導を実施。

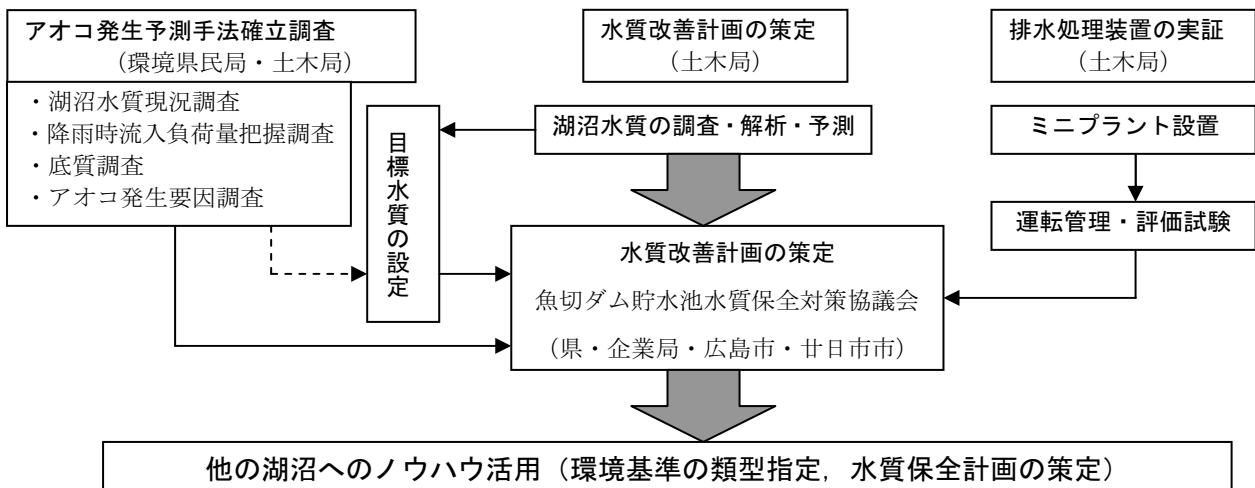
また，第7次総量削減計画の策定に向け，平成20・21年度，難分解性COD調査を実施。

イ 湖沼水質改善対策 [環境保全課・ダム室]

魚切ダム貯水池のアオコの発生による利水障害を改善するため，湖沼水質改善対策事業を行います。

また，この事業の成果は，他の湖沼の水質保全対策に反映させます。

図表 2-2-17 湖沼水質対策の概要



【平成20年度実績・平成21年度内容】平成15年3月に作成した魚切ダム貯水池水質改善計画に基づき，発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策，土壌浄化施設による流入河川対策及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施することにより，関係機関と連携を図りながら，水質改善対策を推進。

また，啓発活動の一環として，本取組をホームページで公開し，関係住民への周知を図る。

ウ 棕梨ダム貯水池水質保全事業 [ダム室]

棕梨ダムにおけるアオコの発生を抑制するための水質保全対策を平成20年2月に作成した棕梨ダム貯水池水質改善計画に基づき、流入河川及び貯水池内で実施します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】水質調査等を継続的に実施するとともに、水質改善計画に基づき、発生源対策としての生活排水対策及び農業排水対策、植生浄化施設及び曝気循環装置によるダム湖内対策を実施。

エ 赤潮対策 [水産課]

(ア) 監視通報体制の強化

赤潮による漁業被害を未然に防止するため、国及び瀬戸内海沿岸域の1府10県の観測データを情報交換するとともに、県内拠点漁協からの通報、水産海洋技術センター及び関係農林水産事務所の赤潮発生状況調査等を基に赤潮情報を発令し、カキ、ハマチ、タイ等養殖業の漁業被害の軽減を図ります。

【平成20年度実績・平成21年度内容】国及び瀬戸内海沿岸府県との情報交換（随時）や赤潮情報の発令（平成20年度：2件）により、赤潮による漁業被害の未然防止を図る。

(イ) 調査研究の推進

赤潮発生機構を解明するため、水温、塩分、溶存酸素、栄養塩類及び赤潮プランクトンを調査します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】定期水質調査(12回)、有害赤潮の発生特性調査(10回)を実施。

(ウ) 研修会の開催

赤潮、漁場環境保全に関する知識、技術を漁業者等に普及させるため、研修会を開催します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】漁業者等を対象にした研修会(2回)を開催。

(6) 事故時の措置

- 水質汚染事故が発生した場合には、原因者による防除作業を指導するとともに、その規模に応じて「水質汚染事故対策要領」等に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携した速やかな対応を図ります。

ア 水質汚染事故の対応 [環境保全課]

水質汚染事故が発生した場合、人の健康又は生活環境への被害等を防止するため、「水質汚染事故対策要領」に基づき、河川管理者、市町、消防等と連携して速やかに対応します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】水質汚染事故に対し、河川管理者、市町、消防等との連携により、現地調査、水質検査、原因物質の回収作業等により被害の拡大防止を図るとともに、原因者に対して、再発防止を指導。（平成20年度：県に通報のあった水質汚染事故発生件数は、小規模なものを含めて204件。このうち、公共用水域へ影響のあったものは、125件。）

また、県広報番組及び県環境情報サイト「エコひろしま」等により事故防止の注意喚起を行うとともに、県地方機関及び市町の担当者等を対象に迅速・円滑な初動対応や資質向上を目的とした研修・訓練を実施。

(7) 監視測定等の実施

ア 公共用水域等の常時監視等 [環境保全課]

公共用水域や地下水の水質及び底質の状況を把握するため、測定計画を策定し、水質の常時監視を行います。大規模な工場・事業場については、水質・水量等を定期的に把握し、汚濁負荷量の効果的な監視を行います。《測定結果と監視網は、「広島県環境データ集」参照（県環境情報サイト「エコひろしま」に掲載）

【平成 20 年度実績・平成 20 年度内容】 水質の常時監視を実施。（平成 20 年度実績は次のとおり。）

| 項 目 | 対象水域等 |
|-------|--------------------------------------------|
| 公共用水域 | 河川：38 水系 238 地点，海域：6 海域 72 地点，湖沼：8 水域 8 地点 |
| 底 質 | 河川：5 水系 12 地点，海域：4 海域 24 地点 |

イ 各種調査 [環境保全課]

水質保全対策を効果的に実施するため、海水浴場調査や水生生物調査等の各種調査を実施します。

《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 県内の主要海水浴場の水質調査を開設前（5 月），開設中（7 月）に実施。（平成 20 年度：開設前（17 箇所），開設中（13 箇所）のいずれも海水浴に適した水質。）

また、病原性大腸菌 O157 についても開設前，開設中に調査を実施。（平成 20 年度はいずれの海水浴場からも検出されなかった。）

●コラム● 浄化槽の法定検査について

● 浄化槽は適正に管理することが必要です！！

微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活雑排水をきれいにする浄化槽は、正しく使用しないと悪臭を放ち、環境汚染の原因にもなります。

そのため、浄化槽を管理（設置）されている皆様には、浄化槽法（浄化槽に関するルールを定められた法律）で、次のことが義務づけられています。

- ・ 保守点検（点検，調整，修理等のメンテナンス：回数は処理方式や人槽により異なります。）
- ・ 清掃（浄化槽内に生じた汚泥等の引き抜き，関連装置・機器等の洗浄等：回数は全ばっき方式は6ヶ月に1回以上，その他の方式は1年に1回以上必要です。）
- ・ 法定検査（設置後の水質検査〔7条検査〕，毎年1回行う定期検査〔11条検査〕が必要です。）

● 法定検査を必ず受けましょう！！

法定検査は，浄化槽の保守点検・清掃が適正に実施され，浄化槽が正常に機能し，生活雑排水等が十分浄化されているかを確認するために不可欠な検査です。必ず，受検しましょう。

法定検査は，県知事が指定した次の検査機関が実施しています。

[指定検査機関]

| | | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 検査機関の名称 | 社団法人広島県環境保全センター | 社団法人広島県浄化槽維持管理協会 |
| 指定の年月日 | 昭和61年3月27日 | 平成19年2月28日 |
| 検査の内容 | ○7条検査（設置後の水質検査） ○11条検査 <u>10人槽以下（5年に1回のガイドライン検査）</u> 11人槽以上（毎年ガイドライン検査） | ○11条検査 <u>10人槽以下（5年に4回の効率化検査）</u> |

[効率化検査とガイドライン検査のローテーション]

| 市 町 名 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 |
|---------------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (A地域) 広島市，呉市，江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町 | 効率化 | 効率化 | 効率化 | 効率化 | ガイドライン |
| (C地域) 三原市，尾道市，府中市 | ガイドライン | 効率化 | 効率化 | 効率化 | 効率化 |
| (D地域) 福山市，大竹市，廿日市市，神石高原町 | 効率化 | ガイドライン | 効率化 | 効率化 | 効率化 |
| (E地域) 三次市，庄原市，安芸高田市，安芸太田町，北広島町，世羅町 | 効率化 | 効率化 | ガイドライン | 効率化 | 効率化 |
| (B地域) 東広島市，竹原市，大崎上島町 | 効率化 | 効率化 | 効率化 | ガイドライン | 効率化 |

注1 「効率化」とは、「効率化検査」，「ガイドライン」とは、「ガイドライン検査」のことです。

注2 平成26年度以降については，平成21年度から平成25年度までと同様の順序です。

3 土壌環境の保全

●現状と課題

工場跡地等の土壌汚染については、全国における平成19年度の調査事例では、1,371件中732件で土壌汚染が判明するなど、高い水準で推移しており、県内においても、有害物質を使用していた工場の跡地等で、土壌汚染が判明する事例が発生しています。土壌は、いったん汚染されると、その影響が長期にわたり、地下水への影響も考えられることから、適切な未然防止対策を講じるとともに、必要な調査を実施し、汚染が判明した場合は適切な措置を講じる必要があります。

なお、平成21年4月に「土壌汚染対策法」の一部が改正され、土壌汚染の状況把握のための制度の拡充や、規制対象区域の分類等による必要な対策の明確化、汚染土壌の適正処理の確保のための規制の新設などの措置が講じられることとなりました。(平成22年4月1日までに施行。)

また、農用地における土壌汚染は、農作物に対しても影響を与えることから、農用地におけるカドミウム、亜鉛、銅などによる土壌汚染が生じないように、肥料や農薬の適切な使用を指導することが必要です。

【施策の方向】

- 工場・事業場等における土壌汚染調査及びリスク管理の観点からの土壌汚染対策の推進
- 農用地の土壌調査や施肥指導による汚染防止対策の推進

●施策の展開

(1) 工場・事業場等における土壌汚染対策の推進

- 「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質を取り扱う工場・事業場が廃止された場合などには、汚染状況調査の実施について徹底を図るとともに、汚染が判明した場合には、浄化・封じ込めなど、状況に応じた改善措置の指導を行います。
- 土壌汚染の発見と適切な処理の推進を図るため、大規模な土地の改変を行う者に対して、土地履歴調査等の実施の徹底を図ります。

ア 土壌汚染状況調査等の実施指導 [環境保全課]

土地所有者等に対し、法に基づく土壌汚染状況調査の実施の徹底を指導し、汚染が判明した場合には、汚染の除去等の措置の実施について指導を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】法に基づき、土地所有者等に対する指導を行うとともに、自主的な土壌汚染対策の取組についても法に準じた指導を実施。

図表 2-2-18 土壌汚染対策法に基づく報告等の件数(平成20年度)

| 項目 | 件数 |
|--------------------------|----|
| 法第3条第1項に基づく土壌汚染状況調査結果の報告 | 4 |
| 法第3条第1項ただし書に基づく確認 | 12 |
| 法第4条第1項に基づく調査命令 | 0 |
| 指定区域の指定 | 0 |
| 指定区域の解除(一部解除を含む, 延べ件数) | 0 |
| 法第7条に基づく措置命令 | 0 |

資料：県環境保全課、広島市、呉市、福山市

イ 土地改変時の土地履歴調査等の実施指導 【環境保全課】

土壤汚染の早期発見と適切な処理を推進し、土壤汚染問題の発生を未然に防止するため、一定規模の土地の改変を行う者に対し、土地履歴調査及び土壤汚染確認調査等の実施について、指導を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】条例に基づき、土地改変時における調査について指導等を実施。

図表 2-2-19 広島県生活環境の保全等に関する条例（土壤環境の保全）に基づく報告等の件数（平成20年度）

| 項目 | 件数 |
|---------------|-----|
| 土地履歴調査結果の報告 | 164 |
| 土壤汚染確認調査結果の届出 | 0 |
| 汚染拡散防止計画書の提出 | 0 |

資料：県環境保全課，広島市，呉市，福山市

(2) 農用地の汚染防止

- 肥料や農薬の不適正使用による土壤汚染を防止するため、肥料生産者に対しては「肥料取締法」に基づく品質管理を、農薬使用者に対しては「農薬取締法」に基づく適正使用等を指導します。

ア 農薬適正使用推進対策事業 【農業技術課】

農産物の安全性向上や農薬による危害を防止するため、農薬販売者及び農薬使用者等に対する講習会の開催や農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施します。また、農薬使用者等に対し、農薬に関する正しい知識の普及を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】農薬取締法の内容について講習会などで周知を図り、農薬取締法に基づく立入検査権限を持つ市町とともに検査等を実施し、農薬の適正使用・保管管理の徹底を図る。（平成20年度実績：危害防止講習会（県内5会場，545人），立入検査等（229箇所，うち違反数87）

イ 農業生産資材総合対策事業 【食品流通安全室】

肥料生産・販売の取締指導を行うとともに、土壤機能促進に係る地力増進制度の普及啓発による地力の維持・増進に取り組みます。

【平成20年度実績】肥料登録申請・届出の受付（149件）を行い、「肥料取締法」に係る取締指導等を実施。

（注）受付件数は、平成20年1月から12月までの実績であり、肥料販売業務に係る権限移譲市町分を含む。

【平成21年度内容】肥料の公正な取引と安全な施用を確保していくとともに、地力の維持・増進を図る。

(3) 大久野島土壤汚染対策

- 平成7年に環境庁が実施した大久野島の土壤等の調査で砒素による汚染が判明したため、環境庁（現環境省）は、応急的対策を講じる一方、平成9年2月に学識者で構成する「大久野島土壤等汚染対策検討会」を設置して恒久的対策を検討した結果、撤去処理等の当面の対策工事を平成11年6月に完了しました。県は、周辺海域の水質調査を実施して問題がないことを確認するとともに、国が実施する土地改変等に併せて恒久的対策が講じられるよう、必要な対応を行います。

ア 環境調査等 【環境保全課】

恒久的対策が着実に講じられるよう、大久野島周辺環境の調査を定期的の実施します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】大久野島周辺海域5箇所において、砒素及び鉛に係る水質調査を実施した結果、全て定量下限値未満。引き続き、水質調査を実施。

4 騒音・振動，地盤の沈下，悪臭の防止

●現状と課題

(1) 騒音

近年の騒音公害は，都市化の進展や生活様式の多様化に伴い，深夜営業や日常の家庭生活に起因する近隣騒音が問題となっています。

騒音の環境基準は，住民の生活環境を保全する観点から，都市計画法に基づく用途地域の指定状況等の土地の利用形態，時間区分及び発生源（航空機及び新幹線鉄道等）に応じて指定されています。

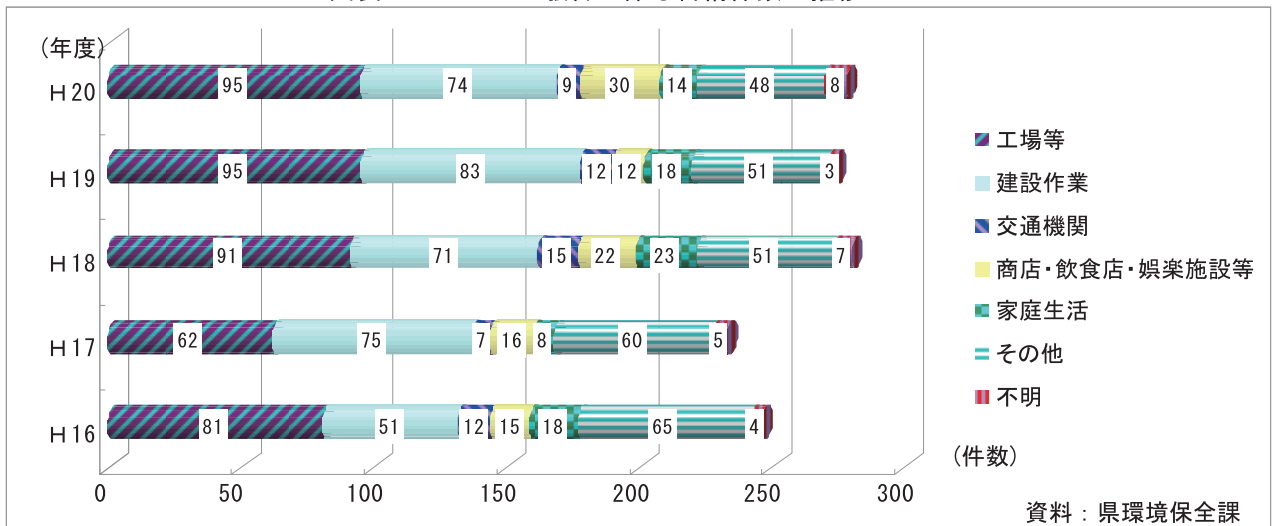
道路の沿線における自動車騒音の環境基準達成率は，依然として低い状況にあります。一定の地域における騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面による評価」（面的評価）で見ると，経年的には横ばいの状況となっています。

航空機騒音については，広島空港周辺及び広島西飛行場周辺ともに，環境基準を達成しています。

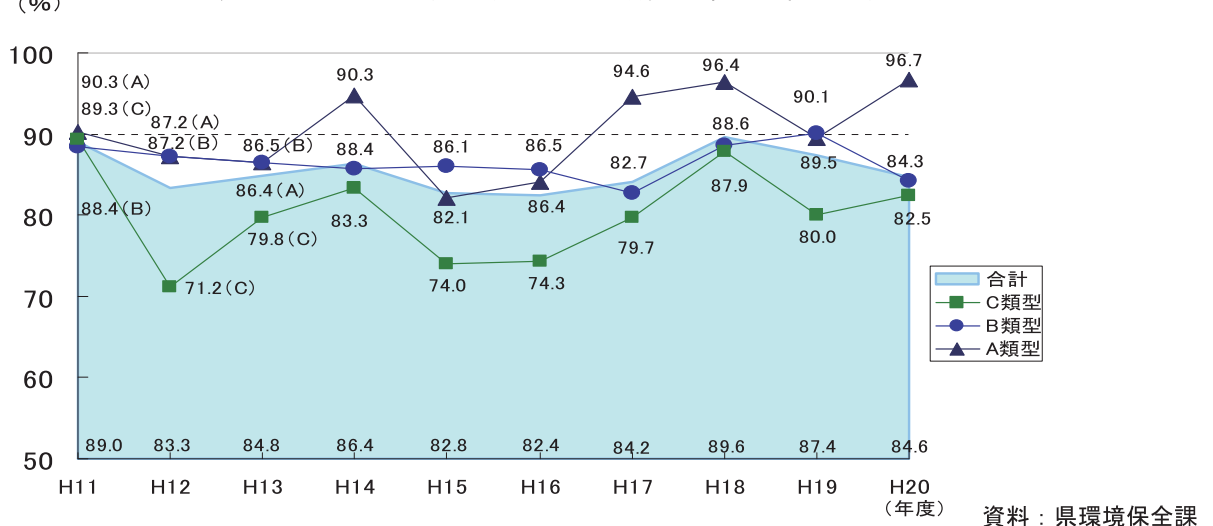
新幹線鉄道騒音の環境基準達成率については，経年的にはほぼ横ばいの状況となっています。《環境基準達成率は，「広島県環境データ集」参照》

また，近年，人の耳では聞きとれない低周波音（空気振動）による問題も生じています。

図表 2-2-20 騒音に係る苦情件数の推移

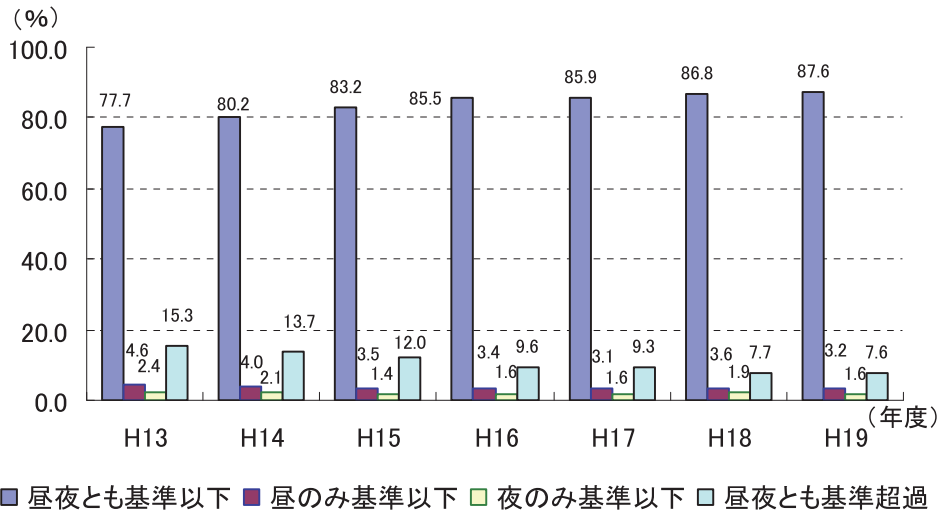


図表 2-2-21 一般地域における騒音の環境基準達成率



1 低周波音（空気振動）：人の耳には聞こえない20Hz以下の超低周波音と，20～100Hz程度の周波数範囲の音を合わせて，低周波音（空気振動）と通称される。人の聴覚感度が鈍くなる周波数範囲の音である。建具や窓，障子などが振動して音を発生し，騒音・振動公害の一因として昭和40年代から問題化した。

図表 2-2-22 自動車騒音の面的評価による環境基準達成率

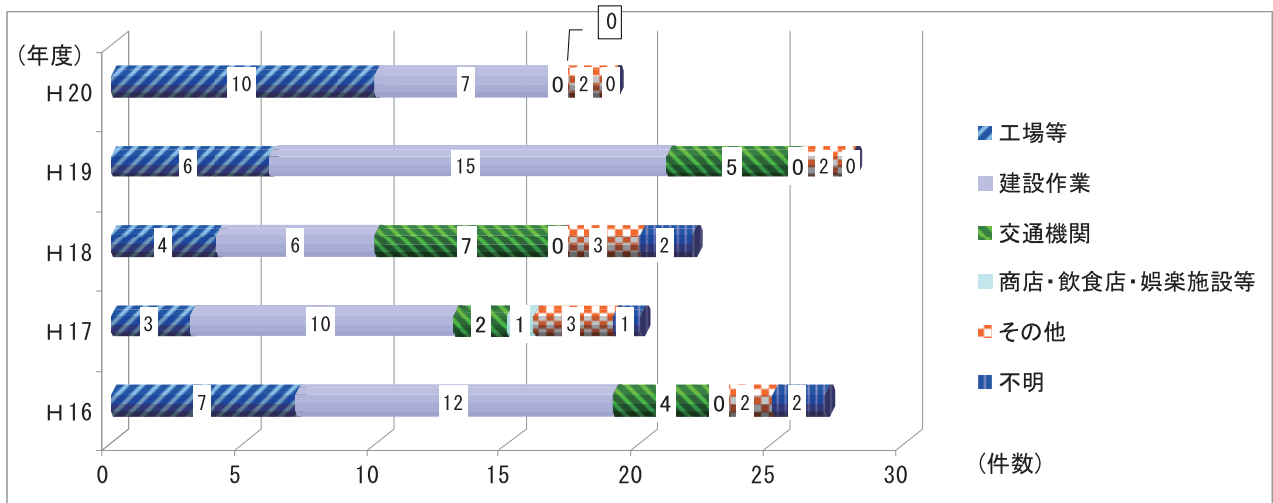


資料：県環境保全課

(2) 振動

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えます。

図表 2-2-23 振動に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

(3) 地盤の沈下

地盤沈下は、主として軟弱地盤において地下水を過剰に採取することによって生じるもので、一旦沈下を生じると、ほとんど回復することが不可能であるという特徴があります。現在、広島県において、地盤沈下が認められる地域はありません。

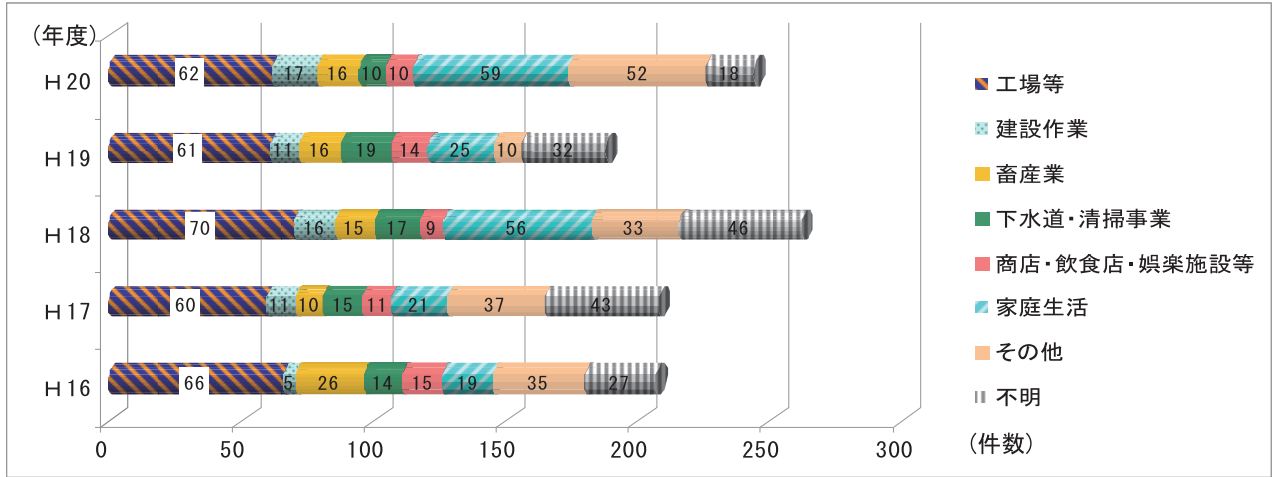
地域環境保全対策の推進

(4) 悪臭

悪臭の発生源は、製造業、塗装業、畜産業、下水・清掃事業、浄化槽など多種多様です。

悪臭は、その発生源が多種多様で、様々な臭気物質が複合して生じるものであることから、臭気指数²に基づく規制の導入が効果的です。

図表 2-2-24 悪臭に係る苦情件数の推移



資料：県環境保全課

【施策の方向】

- 関係機関と連携した発生源ごとの騒音・振動対策の実施
- 臭気指数等による規制を導入した悪臭防止対策の実施

● 施策の展開

(1) 騒音・振動の防止

ア 自動車騒音・道路交通振動対策

- 自動車交通などに伴い発生する騒音・振動については、国、市町、警察等の関係機関と連携を図りながら、発生源対策、交通流対策、道路構造対策、沿道の土地利用の誘導などを総合的に推進します。

(ア) 自動車騒音及び道路交通振動の実態把握 [環境保全課]

個々の自動車から発生する騒音は、「騒音規制法」による規制が行われており、段階的に強化されています。自動車騒音については環境基準の指定地域内、道路交通振動については県内主要道路の沿線で測定を実施しています。市町長は、測定の結果、限度を超えて道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、県公安委員会に対し、「騒音規制法」又は「振動規制法」に基づき、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請（H20 年度実績なし）したり、自動車騒音について、道路管理者等に対し意見（H20 年度実績なし）を述べます。《測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】自動車騒音の測定及び面的評価を実施。

² 臭気指数：においそのものを人の嗅覚により測定する方法。採取した空気を無臭空気で希釈して実際に人がにおいをかぎ、においのしなくなったときの希釈倍率から算出する。

イ 工場・事業場の騒音・振動対策

- 「騒音規制法」、「振動規制法」及び「生活環境保全条例」等、関係法令の円滑な運用を図るため、市町への技術的支援を行います。

(ア) 工場・事業場等に対する規制の実施 [環境保全課]

a 騒音規制

「騒音規制法」及び「生活環境保全条例」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業及び音響機器の騒音規制を実施するとともに、県内全域における深夜騒音、拡声放送等の規制を行います。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】21 市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。(平成 20 年度：市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績はなし。)《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

b 振動規制

「振動規制法」により、指定地域内における特定の工場・事業場、特定の建設作業の振動規制を実施します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】19 市町で規制地域を指定しており、県は、市町に対し、技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。(平成 20 年度：市町の立入調査等の結果、改善勧告等の実績はなし。)《規制状況、届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

(イ) 環境騒音の実態把握 [環境保全課]

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】市町が一般地域や道路に面する地域の環境騒音の実態を把握し、県は市町に対し技術的な支援を実施。《類型指定状況、環境基準達成状況は、「広島県環境データ集」参照》

ウ その他の発生源対策等

- 新幹線、在来鉄道及び航空機を発生源とする騒音・振動については、関係機関と連携した対策を推進します。

(ア) 航空機騒音の常時・短期測定 [環境保全課、空港振興課]

広島空港周辺、広島西飛行場周辺において、航空機騒音に係る環境基準の類型を指定しています。環境基準の達成状況等を把握するため、常時及び短期騒音測定を実施します。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】広島空港周辺（常時 5 地点、短期 22 地点）及び広島西飛行場周辺（短期 9 地点）で騒音測定を実施。

(イ) 新幹線騒音対策 [環境保全課]

新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定しています。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】環境基準の達成状況等を把握するため、沿線において市町が測定を実施し、県は市町に対し技術的・専門的な助言を行い、市町の円滑な事務執行を支援。《類型指定状況、測定結果は、「広島県環境データ集」参照》

(2) 悪臭の防止

- 「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制等を行う市町に対して技術的な支援を行うとともに、臭気指数（人の嗅覚により悪臭の程度を判定する方法）規制の導入を推進します。

ア 規制の強化 [環境保全課]

「悪臭防止法」により、指定地域内における全工場・事業場に対し、特定の悪臭物質濃度又は臭気指数による規制を実施します。また、「生活環境保全条例」により、県内全域における特定の事業場に対し、規制を行います。地域の指定は、住民の生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域等について行います。《規制地域及び規制基準は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】平成 20 年度は、臭気指数規制について、三次市の全域を新たに規制区域に指定。引き続き、市町への臭気指数規制の導入を推進。

イ 立入・改善指導 [環境保全課]

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】「悪臭防止法」及び「生活環境保全条例」による規制事務を行う市町において、工場・事業場に対して立入検査及び悪臭の測定を実施。（平成 20 年度：立入調査等による改善勧告等 3 件）《届出状況及び立入調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

5 化学物質の環境リスク対策の推進

●現状と課題

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間曝露することにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあり、悪影響が生じないよう適正な管理を進め、環境への負荷の低減を図る必要があります。

(1) PRTR¹制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR）法」に基づき、人の健康等に有害なおそれのある化学物質（354 物質）について、環境への排出量等を事業者自ら把握し、国に届け出るとともに、国は届出データ及び推計データ（自動車、家庭等からの排出量）を、集計・公表しています。

国が公表した平成 19 年度の排出量等の状況によると、広島県における届出事業所数は全国 15 位（2.5%）、届出排出量・移動量は、全国 8 位（3.8%）です。届出外排出量（推計）を含めた環境への排出量は、全国 9 位（3.5%）です。また、広島県における排出量の多い化学物質は、キシレン（主な用途：溶剤）、トルエン（主な用途：溶剤）、マンガン及びその化合物の順で、排出量全体の 58.7%を占めています。

¹ PRTR：市民等による環境情報の把握を目的に、行政が事業者からの報告に基づいて化学物質の排出量や移動量のデータを収集し、公表する制度のことで、Pollutant Release and Transfer Register の略

図表 2-2-25 化学物質の排出状況等（平成19年度）

| 区 分 | | 広島県 | | 全国 | | |
|-----------------|-----------------|--------|--------|---------|---------|--------|
| 届出事業所数 | | 1,005 | | 40,725 | | |
| 排出先・移動先又は排出源の区分 | | 量（t/年） | 割合（%） | 量（t/年） | 割合（%） | |
| 届出排出・移動量 | 排出量 | 大気 | 7,937 | 46.2 | 209,645 | 45.9 |
| | | 公共用水域 | 275 | 1.6 | 10,224 | 2.2 |
| | | 土壌 | 20 | 0.1 | 345 | 0.1 |
| | | 埋立処分 | 3,410 | 19.9 | 14,085 | 3.1 |
| | | 計 | 11,642 | (67.8) | 234,299 | (51.3) |
| | 移動量 | 廃棄物 | 5,501 | 32.0 | 220,856 | 48.3 |
| | | 下水道 | 36 | 0.2 | 1,868 | 0.4 |
| | | 計 | 5,537 | (32.2) | 222,724 | (48.7) |
| 届出排出・移動量計 | | 17,179 | 100.0 | 457,023 | 100.0 | |
| 届出外排出量 | 対象業種（取扱量1t/年未満） | 1,281 | 18.8 | 55,525 | 19.0 | |
| | 非対象業種 | 1,841 | 27.0 | 91,022 | 31.1 | |
| | 移動体（自動車等） | 2,457 | 36.0 | 46,510 | 15.9 | |
| | 家庭 | 1,246 | 18.2 | 99,282 | 34.0 | |
| | 小計 | 6,825 | 100.0 | 292,339 | 100.0 | |
| 排出量合計 | | 18,467 | | 526,638 | | |

（注）量（t/年）の数值は、小数点第1位を四捨五入しています。

資料：県環境保全課

（2）ダイオキシン類²の環境基準の達成状況

ダイオキシン類による環境汚染の状況を把握するため、大気、水質、底質及び土壌の汚染状況調査を行っており、いずれにおいても環境基準の適合を確認しています。ダイオキシン類は人の健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることから、環境汚染の未然防止を図るため、今後も、継続して調査を実施する必要があります。

【施策の方向】

- 適切な管理とリスクコミュニケーション³による化学物質対策の推進
- PRTR 制度の適切な運用
- ダイオキシン類対策の推進
- 環境ホルモン等その他の有害化学物質への的確な対応

2 ダイオキシン類：一般的には、有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランをまとめた略称。ダイオキシン類対策特別措置法では、これらに加えて、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニルをダイオキシン類と定義している。塩素原子の数と位置により多数の異性体があり、このうち2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性が最も強く、生殖機能への影響、発ガン性や奇形を引き起こすおそれがあることなどが指摘されている。主な発生源として、ごみの焼却等により非意図的に副生成物として生成している。

3 リスクコミュニケーション：化学物質や環境汚染などにより人類や生態系が受ける影響（リスク）について、企業や地域住民、消費者、行政などが意見交換・対話を通じて相互理解を深め、適切な対策につなげていく手法。

●施策の展開

(1) PRTR制度の適切な運用

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

- 化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、「PRTR法」に基づく事業者に対する届出指導や化学物質取扱事業者による排出削減に向けた適正管理の推進等を図るとともに、一定規模以上（事業者全体として従業員数21人以上等の規模要件）の化学物質取扱事業者については、計画的な自主管理等の徹底を図ります。
- 化学物質を製造する事業者を中心に、化学物質の排出の少ない生産工程の導入など、化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンシブルケア活動）の指導を行います。

(ア) 排出量等の届出指導 [環境保全課]

第一種指定化学物質の環境への排出量及び事業場外への移動量を把握し、届け出ることが義務付けられている事業者に対して、排出量等の把握及び届出に係る指導を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】届出対象事業者への適切な届出指導を実施。

(イ) 自主管理の促進指導等 [環境保全課]

事業者に対し、自主的な化学物質の管理の改善を促進するため、技術的な支援等を実施します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】「生活環境保全条例」に基づき、対象事業者に対して化学物質自主管理計画書の作成・公表を指導し、化学物質の自主管理を促進。

イ リスクコミュニケーション等の推進

- 「PRTR法」に基づき、化学物質の環境への排出状況に関する情報を公開するとともに、事業者、住民、行政が情報を共有して相互理解を深めるためにリスクコミュニケーションを実施するなど、県民が化学物質の理解を深める取組の促進に努めます。また、有害情報等を分かりやすく提供し、専門的知識を持った人材の育成・活用を行う等、事業者、住民が自ら化学物質対策に取り組むための方策を検討します。

(ア) PRTRデータの集計結果の公表 [環境保全課]

PRTR法に基づき、事業者から届け出られた排出の状況等について、国の集計データをもとに県内の状況を地域別等に集計し、ホームページ等により公表するとともに、環境リスクに関する情報を提供します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】県内における化学物質の排出・移動の状況について集計し、PRTR対象物質についての情報をホームページ等により、わかりやすく公表。

(イ) リスクコミュニケーション等の推進 [環境保全課]

事業者、住民及び行政によるリスクコミュニケーションを推進するための取組を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】県ホームページの事業者リスクコミュニケーション情報のコーナー（平成19年度開設）などの活用により、リスクコミュニケーションを推進。引き続き、地域に密着した市町等と連携してリスクコミュニケーションを実施する等、県民が化学物質の理解を深める取組を促進。

(2) ダイオキシン類削減対策の推進

- 工場・事業場に対しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物処理法」に基づく排出基準の遵守を徹底するとともに、県内各地域における大気、水質、底質及び土壌の汚染状況について常時監視を行います。

ア ダイオキシン類排出抑制対策事業（ダイオキシン類等対策事業） [環境保全課]

ダイオキシン類の環境中への排出を抑制するため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場に対し、排出濃度の自主測定の実施等の指導や行政検査等を実施し、法の基準の遵守徹底を図ります。《自主測定の実施状況等は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査及び行政検査を実施し、排出基準の遵守や自主測定結果の報告等について指導。

図表 2-2-26 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査状況（平成 20 年度）

| 区 分 | 大気関係 | 水質関係 | 総 計 |
|-----------|------|------|-----|
| 特定事業場数 | 231 | 55 | 286 |
| 特定施設数 | 323 | 104 | 427 |
| 立入検査実施施設数 | 99 | 17 | 116 |
| 行政検査件数 | 20 | 1 | 21 |
| 行政指導 | 141 | 4 | 145 |
| 改善命令 | 1 | 0 | 1 |
| 一時停止命令 | 0 | 0 | 0 |

資料：県環境保全課・広島市・福山市・三次市・東広島市・大崎上島町

イ 環境調査 [環境保全課]

ダイオキシン類についての環境汚染状況調査を実施します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】大気、水質等の調査を実施。（平成 20 年度は、大気 25、水質 36、底質 23、土壌 30 地点を調査したところ、全地点で環境基準に適合。（年 1～4 回調査））

(3) 環境ホルモン⁴等その他の有害化学物質への対応

- 人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、ダイオキシン類と同様に環境汚染状況調査を実施し、汚染が認められた場合には、詳細な調査を実施するとともに、原材料等を変更するなどの指導を行います。
- PCB、水銀、有機スズ化合物による食品の汚染状況を調査します。

ア 環境ホルモン環境汚染状況調査 [環境保全課]

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）について、その汚染状況を把握するため、環境汚染状況調査を実施します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】内分泌かく乱作用があると推察された物質による環境汚染状況調査を実施。（平成 20 年度は、ノニルフェノール、4-オクチルフェノール及びビスフェノール A について、河川 29 地点及び海域 7 地点の水質調査等の結果、全地点で予測無影響濃度を下回った。また、環境中に広く存在し生態系への影響が懸念されている有機フッ素化合物であるペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOA）についても調査し、いずれも全国の調査結果の範囲内。）

4 環境ホルモン：「内分泌かく乱化学物質」の通称名で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質。環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用をかく乱することを通じて、生殖作用を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こす等の悪影響を及ぼしている可能性がある」と指摘されている。

5 予測無影響濃度：内分泌かく乱作用を及ぼさない最大の濃度に、10 倍の安全率を乗じて設定された濃度。（ノニルフェノール：0.608 μg/L、4-オクチルフェノール：0.992 μg/L、ビスフェノール A：24.7 μg/L）なお、魚類への予測無影響濃度が、そのまま人には当てはまらないことに留意する必要がある。

地域環境保全対策の推進

イ 化学物質環境汚染実態調査 [環境保全課]

環境省の委託を受け、一般環境中の化学物質による汚染状況を把握するための調査を実施します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 広島湾及び呉港において水質及び底質調査を実施。

(平成 20 年度は、経年的な変化を把握するモニタリング調査 (29 物質)、環境中の残存の有無を把握する初期調査 (5 物質) 及び全国的な残存量を把握する詳細調査 (10 物質) を実施。)

ウ 生物・食品の汚染対策 [食品衛生室]

(ア) 魚介類等の汚染状況調査

PCB, 水銀, トリブチルスズ化合物 (TBT) 及びトリフェニルスズ化合物 (TPT) による食品の汚染状況を調査します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 尾道総合食品卸売市場等に入荷する魚介類や市販鶏肉等について調査。(平成 20 年度：すべて暫定的規制値以下。)

(イ) かきの重金属検査

生かきに含まれる重金属を調査し、広島かきの衛生対策を推進します。《調査結果は、「広島県環境データ集」参照》

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 11 地点で調査 (平成 20 年度：すべて通常の数値の範囲内。)

6 アスベスト対策の推進

●現状と課題

アスベストを吸引すると 15~50 年の潜伏期間を経て肺がん等の疾患を招くおそれがあるため、県は、アスベスト対策推進本部を設置し、相談窓口の整備をはじめ、健康対策、環境対策、廃棄物対策、建築物対策など総合的な対策の推進に取り組んでいます。

アスベストは、ビルの天井や外壁等の建材に多く利用されているため、建築物等の解体や廃棄物処理の際に飛散防止対策を徹底する必要があります。今後、アスベストが使用された建築物等の解体の増加が見込まれるため、アスベスト廃棄物を適正に処理する施設の整備が必要となります。

また、発生源周辺等で行った環境モニタリングの結果、大気中のアスベスト濃度は低いレベルであることが確認されましたが、環境の状況を監視するため、継続してモニタリングを実施する必要があります。

【施策の方向】

- 建築物及び工作物の解体、廃棄物処理時における飛散防止対策の推進
- アスベスト廃棄物の処理施設の整備促進

●施策の展開

(1) 県民への的確な情報提供

- 県民の不安解消を図るため、相談窓口の設置のほか各種媒体を通じた的確な情報提供に努めます。

ア 県民への的確な情報提供 [環境保全課, 産業廃棄物対策課, 健康増進室, 建築課]

県民の不安解消を図るため、健康、環境汚染、廃棄物処理、建築物に関するアスベスト相談窓口を設置し、各種相談に応じるとともに、県ホームページ等により、アスベスト関連情報を提供します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】相談窓口の設置、県民向け及び事業者向けのパンフレットの作成、県ホームページによるアスベスト関連情報の提供。

イ 工作物アスベスト使用実態調査 [環境保全課]

今後のアスベスト廃棄物の発生量等を把握するため、県内の工場プラント等の工作物に保温材等としての使用実態調査を実施しました。

【平成20年度実績】ばい煙発生装置等の設置を届け出ている2,184工場・事業場を対象として、使用状況を調査し、今後のアスベスト廃棄物の推計発生量等を予測。(事業終了)

(2) アスベストの飛散防止

- 「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の徹底を図ります。
- 大気環境中のアスベスト濃度を把握するため、モニタリングを実施します。

ア 建築物解体等の規制 [環境保全課]

「大気汚染防止法」に基づき、建築物及び工作物の解体等の作業現場への立入検査を実施し、作業基準の遵守を指導するとともに、アスベストの飛散防止を指導します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】建築物及び工作物の解体等の作業現場に立入し、アスベスト飛散状況調査の実施。(平成20年度立入検査：44件(うち測定調査16件))

イ 環境モニタリングの実施 [環境保全課]

一般環境や発生源周辺の大気中のアスベスト濃度を測定します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】環境モニタリングを実施。(平成20年度は、一般環境(8地域)や発生源周辺(2地域)において実施。すべて排出基準を下回った。)

(3) アスベスト廃棄物の適正処理

- 「廃棄物処理法」に基づき、産業廃棄物処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況調査を実施し、アスベスト廃棄物の適正処理の徹底を図ります。
- アスベスト廃棄物の処理施設の確保に向けて、熔融無害化する技術の実用化を促進します。

ア 廃棄物処理の規制 [産業廃棄物対策課]

「廃棄物処理法」に基づき、処理業者等への立入検査や、廃棄物処理時のアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を図ります。

【平成20年度実績・平成21年度内容】産業廃棄物処理業者等への立入検査やアスベスト飛散状況を調査し、アスベスト廃棄物の適正処理を指導。

イ 溶融新技術実用化促進事業 [産業廃棄物対策課]

アスベスト廃棄物の無害化処理を推進するため、必要な経費の補助を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】アスベスト廃棄物の溶融処理施設（環境省の認定を受ける見込みのあるもの）又はその関連施設の整備に必要な経費を補助。

(4) 石綿健康被害者の救済

- 「石綿被害者救済法」に基づき、石綿健康被害者への救済給付に充てるための資金を拠出します。

ア 石綿健康被害救済基金拠出金 [環境政策課]

石綿による健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るため、国、事業者、他の都道府県と協調して救済給付に充てるための資金を拠出します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】（独）環境再生保全機構に設置されている「石綿健康被害救済基金」に対し、救済給付の資金を拠出。

7 地域環境の維持・向上

●現状と課題

(1) 地域環境保全計画

開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が大きくなるおそれがあると認められる地域として、広島空港臨空タウン圏域において、「広島空港臨空タウン環境保全計画」を平成8年3月に策定し、この地域の開発事業において環境配慮が行われるようにしています。

図表 2-2-27 広島空港臨空タウン環境保全計画の概要

| | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 圏域 | 広島空港から概ね半径5kmの地域（竹原市，三原市，東広島市） |
| 計画期間 | 平成8年度～22年度 |
| 基本方針 | 【恵まれた自然環境と調和する表情豊かな空港都市】 ○適正な土地利用 ○生活環境の保全 ○循環型のまちづくり ○人と自然の共生 ○うるおいとやすらぎの確保 |
| 環境への配慮指針 | ○圏域の代表的な環境への配慮 ○開発事業の各段階における環境への配慮 |

資料：県環境保全課

(2) 公害防止計画の策定状況

環境基本法第17条に基づく公害防止計画について、備後地域及び広島地域において策定しています。公害の発生源に対する各種規制、下水道、廃棄物処理施設、バイパス、公園の整備など、総合的な公害防止対策を推進しています。

図表 2-2-28 公害防止計画策定状況

| 地域名 | 地域の範囲 | 策定等年月日 | |
|------|-------------------------|----------|------------------------|
| 備後地域 | 三原市及び福山市の区域並びに岡山県笠岡市の区域 | 基本方針 | H16.10.8 (H17.3.17承認) |
| | | 計画期間(年度) | H16~H22 |
| 広島地域 | 広島市の区域 | 基本方針 | H17.10.14 (H18.3.16承認) |
| | | 計画期間(年度) | H17~H22 |

資料：県環境政策課

(3) 環境保全協定の締結状況

環境保全関係法令による規制等を補完し、地域の実情に即した生活環境保全対策を実行する上で有効な手段として、県や市町と企業、または住民代表と企業が環境保全協定の締結を行っています。このうち、県は県内主要企業13社と環境保全協定等を締結しています。

(4) 公害苦情件数の状況

県及び市町における公害苦情事案の取扱件数は、横ばい傾向にあります。全国的な状況等を踏まえ、今後、必要に応じて対策等を検討していく必要があります。

図表 2-2-29 公害苦情事案の取扱件数

| 年度 | 区分 | 取扱件数 (A+B) | 取扱件数内訳 | | | | | 発生年度 (A) | 繰越件数 (B) | 前年度 増加件数 | 対前年度 対前年度比 |
|------------|----|---------------|--------|------|------|------|------|-------------|-------------|-------------|---------------|
| | | | 大気汚染 | 水質汚濁 | 騒音振動 | 悪臭 | その他 | | | | |
| H16 | | 1,537 | 452 | 336 | 273 | 207 | 269 | 1,465 | 72 | △34 | 0.98 |
| H17 | | 1,571 | 421 | 316 | 253 | 208 | 373 | 1,538 | 33 | 34 | 1.02 |
| H18 | | 1,661 | 373 | 347 | 302 | 263 | 376 | 1,619 | 42 | 90 | 1.06 |
| H19 | | 1,461 | 402 | 261 | 302 | 188 | 308 | 1,408 | 53 | △200 | 0.88 |
| H20 | | 1,594 | 359 | 288 | 297 | 244 | 406 | 1,513 | 81 | 133 | 1.09 |
| 20年度構成比(%) | | 100.0 | 22.5 | 18.1 | 18.6 | 15.3 | 25.5 | - | - | - | - |

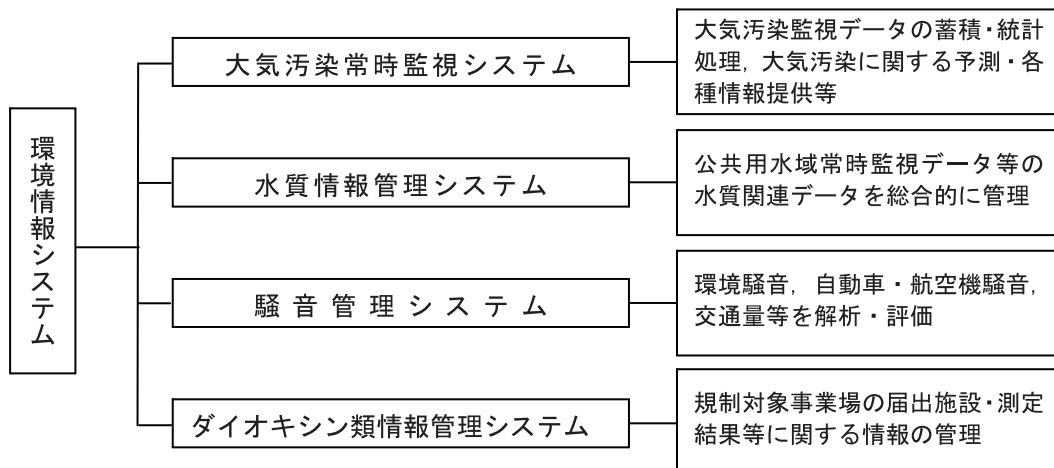
(注) 取扱件数内訳の欄中「その他」とは、土壌汚染、地盤沈下及び廃棄物に関するもの等をいう。

資料：県環境保全課

(5) 環境監視・測定状況

環境の状態を把握し、汚染が認められた場合には速やかに対策を講じるため、常時監視測定局等における監視・測定を着実に実施するとともに、未規制化学物質など新たに発生する問題にも対応できるよう、監視体制を充実していく必要があります。

図表 2-2-30 環境情報システムの概要



【施策の方向】

- 総合的な公害防止対策を推進
- 環境監視・測定の着実な実施
- 県民，市町への迅速，適確な情報の提供

●施策の展開

(1) 地域環境保全計画の推進

- 開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が大きくなるおそれがあると認められる地域については，長期的な展望にたつて地域環境の望ましいあり方を明確にする「地域環境保全計画」を策定し，各種の施策を総合的に推進します。

ア 広島空港臨空タウン環境保全計画の推進 【環境保全課】

広島空港臨空タウン圏域において，「広島空港臨空タウン環境保全計画」の推進方策に基づき，環境配慮のための各種施策を総合的に推進します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 臨空タウン圏域において，地方公共団体等が行う一定規模以上の開発予定事業について，環境配慮を徹底。

(2) 公害防止計画の推進

- 「公害防止計画」を策定している備後地域及び広島地域において，環境基準を達成・維持するため，発生源の規制，監視体制の整備，未然防止対策の徹底，公共下水道等の整備など，各種の公害防止対策を総合的に推進します。

ア 公害防止計画策定地域の実施状況調査及び計画策定 【環境政策課】

公害防止計画の推進を図るため，同計画の実施状況等について調査を実施します。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 平成 20 年度は，計画終期を平成 22 年度に揃えるため，備後地域公害防止計画と広島地域公害防止計画の計画変更の策定作業を一括して実施。公害防止計画策定地域における実施状況について関係自治体や工場・事業場に対し，公害対策事業・公害防止設備投資実績等の調査を実施。

(3) 環境保全協定の締結及び監視

- 環境保全関係法令による措置を補完し，地域の実情に即した効果的な生活環境保全対策を実施する観点から，大規模な事業者等と締結している環境保全協定等の実施状況等の監視を行います。

ア 環境保全協定の締結及び監視 【環境保全課】

県は県内主要企業 13 社と環境保全協定等を締結しており，その遵守状況の確認等を行います。

【平成 20 年度実績・平成 21 年度内容】 協定内容の確認調査，設備の新增設・変更時の事前指導，排出状況の常時監視，緊急時の対応要請などを行い，協定工場における協定の遵守状況の確認等を実施。

(4) 公害紛争処理

- 公害苦情事案について、市町等と連携し調査・指導を行い、その迅速かつ適正な解決を図ります。
- 公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、「公害紛争処理法」及び「公害紛争の処理に関する条例」に基づき、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行います。

ア 公害苦情相談 [環境保全課]

県及び市町に、公害紛争処理法に基づく公害苦情処理事務担当職員（227人：うち公害苦情相談員129人）を配置し、公害苦情事案について、連携して調査・指導を行い、迅速かつ適正な解決を図ります。

【平成20年度実績・平成21年度内容】市町と連携を図りながら、県内の公害苦情事案処理を行い、公害苦情事案の迅速かつ適切な処理を促進。《詳細は、「広島県環境データ集」参照》

イ 広島県公害審査会の設置 [環境政策課]

公害に係る紛争について、広島県公害審査会において、あっせん、調停及び仲裁を行います。

【平成20年度実績・平成21年度内容】平成20年度は、継続事案1件の調停を行い（ただし、当事者間の合意が成立する見込みがないと認められたため、調停を打ち切り。）、新規事案1件を受付。

(5) 環境の監視等

- 大気、水質、騒音等の環境の監視・測定体制を充実させるため、測定機器の計画的な整備、関係機関の指導・支援等を推進するとともに、国、近隣地方公共団体との連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視・測定を実施します。
- 監視・測定の内容等に応じて、住民、市町、民間団体等の参加を促進するとともに、各主体実施による測定結果等が相互に活用されるように努めます。

ア 環境情報システムの運用 [環境保全課]

大気汚染・水質汚濁に関する監視システムの運用を通じ、大気汚染や水質汚濁の未然防止を図るとともに、大気・水質等に関する情報管理システムにより県内の環境の状況を把握します。また、電子県庁の推進にあわせて情報加工・提供機能を強化し、光化学オキシダント注意報等発令状況などの最新情報を県民、市町に迅速に提供します。

【平成20年度実績・平成21年度内容】監視システム及び情報管理システムにより、環境データの収集、処理及び加工等を行い、県内の環境の状況を把握。また、県ホームページの充実により、環境情報を県民等に分かりやすく提供するとともに、大気測定データの速報値や光化学オキシダント注意報等発令状況を迅速に情報提供。

※ 関連事業：瀬戸内海水環境等調査（P70）